

13・5割となっており、全国平均の20・5割よりも低い水準となっております。

里親になるには

里親になっていただくのに特別な資格は必要ありません。

「経済的に困窮していない」、「本人か同居人が虐待などの欠格事由に該当しない」など、いくつかの要件を満たし、「面接や研修・実習を受けた上で、県知事から認定を受けることで里親となることができます(左

図参照)。

そして、里親になるために何よりも大切なことは、子どもに対する温かな愛情と、里親制度について正しい理解をしていただくことです。

フォスタリング機関とは

全ての子どもを幸せに育むための取り組みの一つとして県では、フォスタリング機関を設置しています。フォスタリング機関とは、里親委託を推進するために里親希望者と里親家庭を支える機関です。

里親になるための手続き

フォスタリング機関に相談

面接・家庭訪問調査、併せて延べ5日間の研修を受講

研修受講と並行して申請書提出

認定されれば、里親として登録

そして、益城町を担当しているフォスタリング機関が、私ども「養育家庭支援センター」です。

よくある質問

里親に興味があっても、「家庭が〇〇な状況でも里親になることができるのかな」、「私たちに里親が務まるのかな」など、不安や心配なことがあると思います。

そこで、養育家庭支援センター

きらきらに寄せられる、よくある質問についてお答えします。

Q. 共働きでもできるの？

A. 共働き世帯でも問題はありません。各家庭の状況と委託する子どもの状況を合わせて、委託を検討します。保育園、幼稚園の利用も可能です。

Q. 実子がいてもできるの？

A. できます。しかし、実子さんの気持ちと、理解してもらうことが大切です。

Q. 子育てって、お金がかかるから心配…。

A. 子どもの年齢に応じて、生活費、教育費、医療費などが公費で支

里親制度について教えてくれたのは、

養育家庭支援センター
きらきら
田中一幸さん

給されます。また、養育里親の場合には、里親手当も支給されますので、里親家庭の負担はほとんどありません。

Q. 里親なんて難しそう…。

A. 子育てに悩みや不安はつきものです。委託を受けた子どもの養育に関して、里親さんだけの問題を背負うことがないよう、さまざまな機関がサポートします。

他にも、「里親になってみようかと考えている」、「里親になるための詳しい説明を聞きたい」などの里親制度についての問い合わせは、養育家庭支援センターきらきら(☎383・8100)へ、お気軽に問い合わせてください。